

貸借対照表

(単位：円)

株式会社 天秤や

令和 6年 2月29日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 197, 105, 919】	【流動負債】	【 80, 749, 567】
現金及び預金	90, 555, 644	買掛金	39, 511, 272
売掛金	68, 219, 838	未払金	11, 817, 394
商品	34, 167, 272	未払費用	82, 681
貯蔵品	1, 595, 699	預り金	105, 300
立替金	31, 314	未払法人税等	16, 920, 100
未収入金	2, 633, 247	賞与引当金	6, 549, 098
前払費用	582, 905	未払消費税	3, 732, 800
貸倒引当金	△680, 000	リース債務	2, 030, 922
【固定資産】	【 41, 348, 312】	【固定負債】	【 13, 255, 322】
(有形固定資産)	(1, 834, 992)	退職給付引当金	12, 360, 503
建物	90, 860	長期未払金	894, 819
建物付属設備	7, 670	負債の部計	94, 004, 889
機械装置	1	純資産の部	
リース資産	1, 736, 461	【株主資本】	【 144, 449, 342】
(投資その他の資産)	(39, 513, 320)	[資本金]	[15, 000, 000]
出資金	10, 000	[利益剰余金]	[129, 449, 342]
関係会社株式	20, 000, 000	利益準備金	3, 750, 000
保証金	980, 000	(その他利益剰余金)	(125, 699, 342)
保険積立金	18, 523, 320	繰越利益剰余金	125, 699, 342
		純資産の部計	144, 449, 342
資産の部計	238, 454, 231	負債・純資産の部計	238, 454, 231

個 別 注 記 表

自 令和 5年 3月 1日

株式会社 天秤や

至 令和 6年 2月29日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの・・・期末日に市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売買原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの・・・移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品・・・・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

- 貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

- ・・・・・・・・・・定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

リース資産

- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

- ・・・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

- 長期前払費用・・・・・・・・・・均等償却をしております。

引当金の計上基準

貸倒引当金・・・・・・・・

債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・・

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金・・・・

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理・・・・

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 25,046,733 円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式数

発行済株式の種類及び総数	普通株式	100 株
自己株式の種類及び総数	該当事項はありません	

剰余金の配当に関する事項

令和5年4月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	40,000,000 円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当金	400,000 円
配当基準日	令和5年2月28日
効力発生日	令和5年4月27日

令和6年5月27日開催予定の第28期定時株主総会において決議を予定しております

配当金の総額	50,000,000 円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当金	500,000 円
配当基準日	令和6年2月29日
効力発生日	令和6年5月27日